

植物防疫法施行規則別表 3、別表 4 及び別表 6 に掲げる植物等の積替輸出に係る確認実施要領（令和 2 年 12 月 17 日付け 2 消安第 3977 号農林水産省消費・安全局長通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分が改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（目的及び定義）</p> <p>第 1 この要領は、植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第16条の2第1項及び第16条の3第1項等に基づき、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表 3、別表 4 及び別表 6 に掲げる植物又は<u>指定物品及びこれらの容器包装</u>（以下「植物等」という。）の移動等に係る取締りを行うに当たり、規則別表 3、別表 4 及び別表 6 に掲げる地域に存在する空港（航空コンテナ等積替確認実施要領第 8 に掲げる空港に限る。以下「積載港」という。）から、それ以外の地域に存在する空港（航空コンテナ等積替確認実施要領第 8 に掲げる空港に限る。以下「経由港」という。）を経由して輸出する場合の取扱いを齊一かつ円滑に実施するために定める。</p> <p>2～5（略）</p>	<p>（目的及び定義）</p> <p>第 1 この要領は、植物防疫法（昭和25年法律第151号。以下「法」という。）第16条の2第1項及び第16条の3第1項等に基づき、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）別表 3、別表 4 及び別表 6 に掲げる植物及び<u>容器包装</u>（以下「植物等」という。）の移動等に係る取締りを行うに当たり、規則別表 3、別表 4 及び別表 6 に掲げる地域に存在する空港（航空コンテナ等積替確認実施要領第 8 に掲げる空港に限る。以下「積載港」という。）から、それ以外の地域に存在する空港（航空コンテナ等積替確認実施要領第 8 に掲げる空港に限る。以下「経由港」という。）を経由して輸出する場合の取扱いを齊一かつ円滑に実施するために定める。</p> <p>2～5（略）</p>

附 則

この改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。